

2023年3月20日

各位

会社名 住信SBIネット銀行株式会社
代表者名 代表取締役社長 円山法昭
(コード番号:7163 東証スタンダード市場)
問合せ先 取締役兼常務執行役員 横井智一
コーポレート本部長

売出価格、国内外の売出株式数及び
オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数決定のお知らせ

当社普通株式の売出価格、国内市場及び海外市場における売出株式数並びにオーバーアロットメントによる売出しの売出株式数等につきまして、下記のとおり決定されましたので、お知らせ申し上げます。

記

1. 売出価格 1株につき 金 1,200円
2. 売出株式数 引受人の買取引受けによる国内売出し 29,546,400株
海外売出し 11,922,000株
3. 価格決定の理由等
売出価格の決定に当たりましては、仮条件(1,200円~1,260円)に基づいて機関投資家等を中心にブックビルディングを実施いたしました。
当該ブックビルディングの状況につきましては、
①申告された総需要株式数は、売出株式数を上回る状況であったこと。
②申告された需要件数が十分にあったこと。
以上が特徴でありました。
上記ブックビルディングの結果、現在のマーケット環境等の状況や上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に勘案して、1,200円と決定されました。
なお、引受価額は1,140円と決定されました。
国内外の売出株式数の内訳につきましては、上記ブックビルディングの状況等を勘案し、引受人の買取引受けによる国内売出し29,546,400株、海外売出し11,922,000株と決定されました。
4. オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数 6,220,200株

【ご参考】

1. 株式売出しの概要

- (1) 売 出 株 式 数 当社普通株式 引受人の買取引受けによる売出し 41,468,400 株
(引受人の買取引受けによる国内売出し 29,546,400 株、海外売出し 11,922,000 株)
オーバーアロットメントによる売出し 6,220,200 株
- (2) 申 込 期 間 2023年3月22日(水曜日)から
(国 内) 2023年3月27日(月曜日)まで
- (3) 株 式 受 渡 期 日 2023年3月29日(水曜日)

2. ロックアップについて

引受人の買取引受けによる国内売出し、海外売出し及びオーバーアロットメントによる売出し(以下「グローバル・オフリング」と総称する。)に関連して、売出人及び貸株人である三井住友信託銀行株式会社及びSBIホールディングス株式会社は、野村證券株式会社、株式会社SBI証券、ゴールドマン・サックス証券株式会社、大和証券株式会社及びUBS証券株式会社(以下「ジョイント・グローバル・コーディネーター」と総称する。)に対し、元引受契約締結日から上場(売買開始)日(当日を含む。)後180日目の2023年9月24日(当日を含む。)までの期間(以下「ロックアップ期間」という。)中、ジョイント・グローバル・コーディネーターの事前の書面による同意なしには、当社普通株式の譲渡又は処分等(ただし、引受人の買取引受けによる売出し、オーバーアロットメントによる売出しのための当社普通株式の貸渡し及びグリーンシュエアオプションの行使に基づく当社普通株式の売却等を除く。)を行わない旨を約束する書面を2023年3月20日付で差し入れております。

また、グローバル・オフリングに関連して、当社は、ジョイント・グローバル・コーディネーターに対し、ロックアップ期間中、ジョイント・グローバル・コーディネーターの事前の書面による同意なしには、当社普通株式の発行、当社普通株式に転換若しくは交換されうる有価証券の発行又は当社普通株式を取得若しくは受領する権利を表章する有価証券の発行等(ただし、株式分割による新株式発行等を除く。)を行わない旨を約束する書面を2023年3月20日付で差し入れております。

なお、上記のいずれの場合においても、ジョイント・グローバル・コーディネーターはロックアップ期間中であってもその裁量で当該誓約の内容の一部又は全部につき解除できる権限を有しております。

以 上

ご注意： この文章は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。当社普通株式の募集及び売出しへの投資判断を行う際には、必ず当社が作成する「株式売出届出目論見書」(及び訂正事項分)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。「株式売出届出目論見書」(及び訂正事項分)は引受証券会社より入手することができます。

本記者発表文は、米国における証券の募集又は販売を構成するものではありません。当社普通株式は1933年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の登録を行うことを予定しておりません。